三　特定工事の施工場所又は事務所その他の適切な業務場所において、特定ガス消費機器がガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百五十九条第二項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の五の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることを確認すること。	三　特定工事の施工場所において、特定ガス消費機器がガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百五十九条第二項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の五の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることを確認すること。
四　前三号の規定により事務所その他の適切な業務場所において指示、監督及び確認（以下「指示等」という。）を実施するに当たつては、特定工事の施工場所における指示等の実施と同等の効果を有するよう適切な情報通信技術を用いること。	［新設］
（公示等） **第五条**　経済産業大臣は、次の表の上端に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を公示しなければならない。	（公示等） **第五条**　経済産業大臣は、次の表の上端に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。
［略］　［略］	［略］　［略］
2　［略］	2　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項及び第五十六条第一項の規定に基づき、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

経済産業大臣　齋藤　健

発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

（発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第一条　発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和三年経済産業省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（人体に危害を及ぼし、物件に損傷を与えるおそれのある施設等の防止）	（人体に危害を及ぼし、物件に損傷を与えるおそれのある施設等の防止）
第三条　［略］	**第三条**　［略］
2　発電用太陽電池設備が小規模発電設備である場合には、前項の規定は、同項中「太陽電池発電所」とあるのは「発電用太陽電池設備」と読み替えて適用するものとする。	2　発電用太陽電池設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「太陽電池発電所」とあるのは「発電用太陽電池設備」と読み替えて適用するものとする。
（取扱者以外の者に対する危険防止措置） **第三条の二**　電気機械器具、母線等を施設する発電用太陽電池設備であつて、小規模発電設備であるもの（一般用電気工作物であるものを除く。）には、取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、当該者が容易に接近するおそれがないように適切な措置を講じなければならない。	［新設］
（公害等の防止） **第六条**　［略］	（公害等の防止） **第六条**　［略］
2　発電用太陽電池設備が小規模発電設備である場合には、前項の規定は、同項中「太陽電池発電所に設置する発電用太陽電池設備」とあるのは「発電用太陽電池設備」と読み替えて適用するものとする。	2　発電用太陽電池設備が一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「太陽電池発電所に設置する発電用太陽電池設備」とあるのは「発電用太陽電池設備」と読み替えて適用するものとする。

備考　表中の［　］は注記である。